

令和3年度当初における講義室の使用について

長野県看護大学教務・学生課

学内における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、授業とサークル活動以外での学生ホールの使用を禁止しています。このため、昼食等の授業空き時間における学生の食堂及び講義室の利用について、次のとおりとします。

なお、これらの対応は、実習開始により学内施設の利用人数の減少に伴って見直す予定です。

- 密を避けるため、食堂における昼食は、4月中は2年生以上を優先とし、1年生はなるべく寄宿舍若しくは中講義室1でとってください。
 - 2年生以上についても、混雑等の理由で食堂が利用できない場合は、臨時的な措置として中講義室での昼食を認めます。
 - 中講義室で昼食がとれるのは 12時から13時の間だけです。それ以外の時間では講義室内で飲食はしないでください。
 - 昼食で使用する際の利用者数の上限を、それぞれの中講義室について原則20名程度としてください。
 - 授業時間外においては、中講義室を自習のために使用することを認めます。
 - 昼食及び自習に際して、学年に対応した中講義室1から4までの部屋を、それぞれ使用してください。
 - 昼食時には感染対策をとってください。
具体的には、①食事は指定された自席でとる。②食事中に会話しない。③会話する際は必ずマスクを着用する。④利用後は各自が使用した机をルビスタで消毒する。
以上の4点を徹底してください。
 - 講義についても、各自の席を指定します。
- ※ 各自の席を指定するために、講義室の机に「学籍番号」を貼り付けます。自身の番号がある席に着席してください。
- ※ 講義室での席の指定は、活発に人が移動する時期において懸念される、感染リスクの増大に対応するための措置です。したがって、年度当初からゴールデンウィーク明けの5月中旬頃までの予定で実施します。

大学における自由・闊達な活動を制限する対応となり、学生の皆さんにはご不満もあるかと思いますが、本年度から始まるハイブリッド方式授業と併せた学内の感染防止措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。